

とちぎお試しテレワーク推進事業補助金交付要綱

制定 令和3(2021)年4月1日 地振第107号

(趣旨)

第1条 栃木県が交付するとちぎお試しテレワーク推進事業補助金(以下「本補助金」という。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、地方移住志向を有する東京圏在住の法人の従業員等に向け、本県内にお試しで居住しテレワークを実施する機会を提供することで、本県への移住・定住を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(2) 法人の従業員等

法人の役員又は従業員をいう。

(3) テレワーク

情報通信技術等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場所とは異なる場所で仕事をすることをいう。

(4) お試しテレワーク

本県内に滞在し、テレワークを試行することをいう。ただし、出張によるものは除く。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる従業員等(以下「補助対象者」という。)は、別表1の要件を満たす者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の補助対象経費、補助対象経費の算定期間、補助率及び補助限度額は、別表2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める期日までに別表3に定める書類を提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記様式6により、補助金の交付を申請した者に対し行うものとする。

2 規則第6条の規定により補助金の交付決定をする場合において付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付申請額の増額をする場合においては、変更交付申請をすること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 県や県内市町が利用者アンケートにより必要な情報を得るのに足りる期間、本県内においてテレワークを実施すること。
- (5) 県や県内市町の実施するアンケートやヒアリング調査等に協力すること。

(変更の承認)

第8条 前条第1項の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が同条第2項第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式7）に変更の内容及び理由を記載し、必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 県は、規則第11条の規定により補助事業の遂行の状況に関し、状況報告を求めることができる。

2 前項の規定による状況報告を求められた補助事業者は、知事が定める期日までに別表4に定める書類を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定により提出する書類は、別表5に定めるところによる。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式10により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 規則第18条の規定により提出する書類は、別表6に定めるところによる。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、第7条第2項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、同条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- 二 補助事業者又は補助事業が、本要綱の規定に適合しない場合
 - 三 補助事業者が、補助金を本要綱に定める用途以外に使用した場合
 - 四 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
 - 五 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合
 - 六 当該補助事業が事業実施期間内に終了しなかった場合
 - 七 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の返還)

第 14 条 前条第 2 項に基づく返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助事業の経理等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3（2021）年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

| 要 件 |
|--|
| 次の要件の全てを満たす者とする。 |
| ア 東京圏に在住している者であること。 |
| イ 東京圏で勤務している者であること。 |
| ウ お試しテレワークを実施する全期間にわたり本県内に滞在場所を確保すること。 |
| エ 本県を含む地方への移住志向を有する者であること。 |
| オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 |
| カ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこと。 |
| キ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係る者でないこと。 |
| ク 世帯員を含め、これまでに本補助金の交付を受けていないこと。 |
| ケ 勤務先の法人が「栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金交付要綱」に規定する補助金の交付を受けようとする場合において、同交付要綱に規定するお試し勤務を実施する者でないこと。 |
| コ 世帯員を含め、これまでに「栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金交付要綱」に規定するお試し勤務を実施していないこと。 |
| サ 世帯員が同行する場合は、世帯員についてもア、ウ及びオの要件を満たす者であること。 |

別表 2 (第 5 条関係)

| 補助対象経費 | 内容 | 補助対象経費 算定期間 | 補助率 | 上限額 |
|-----------------|---|--|---------------------|--------------------------|
| 宿泊費・賃料・利用料 | <ul style="list-style-type: none"> ・お試しテレワークのために利用する本県内の滞在施設の宿泊費・賃料等 ・お試しテレワークのために利用するコワーキングスペース等の利用料 ・お試しテレワークに要するインターネット利用料、光熱水費 | 最短 7 日 (6 泊 7 日) から最長 1 ヶ月 (30 泊 31 日) (お試しテレワークのために本県に到着した日を事業開始日とし、お試しテレワークを終了し、本県を離れた日を事業完了日とする。) | 補助対象経費の 10 分の 10 以内 | 最大 10 万円 (世帯員に要する経費を含む。) |
| 本県内での生活に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・レンタカー利用料 | | | |
| お試しテレワークに要する交通費 | <ul style="list-style-type: none"> ・お試しテレワークの開始及び終了に伴う住所地と本県との間の交通費 | | | |
| 通信費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポケット Wi-Fi レンタル費用 | | | |

別表3（第6条関係）

| 提出すべき 申請書の名称 | 様式 | 部 数 | 申請書に添付すべき 書類の名称 | 部 数 | 提出期限 |
|-------------------------|-----------|--------|---|--------|-------------------------|
| とちぎお試しテレワーク推進事業補助金交付申請書 | 規則の別記様式第1 | 1 | 1 事業計画書(別記様式1) 2 お試しテレワーク実施証明書(別記様式2) 3 経費内訳書(別記様式3) 4 法人の概要が分かる書類 5 お試しテレワークする者の住所を証する書類 6 住民票(同行する世帯員がいる場合) 7 暴力団排除に関する誓約書(別記様式4) 8 テレワークのために利用する物件の契約書等(お試しテレワークを行うにあたりオフィスとして利用する物件の契約を要しない場合は、確約書(別記様式5)) 9 その他知事が指定する書類 | 1 | お試しテレワークを開始しようとする日の1週間前 |

別表4（第9条関係）

| 提出すべき報告書の名称 | 様式 | 部数 | 報告書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|-------------------------|-----------|----|------------------------------------|-------|----|-----------|
| とちぎお試しテレワーク推進事業補助金状況報告書 | 規則の別記様式第2 | 1 | 1 事業実施状況報告書 | 別記様式8 | 1 | 知事が別に定める日 |
| | | | 2 お試しテレワーク期間中の出勤簿等の写し又はお試しテレワーク管理簿 | 別記様式9 | | |
| | | | 3 経費支払状況書 | 別記様式3 | | |

別表5（第10条関係）

| 提出すべき報告書の名称 | 様式 | 部数 | 報告書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|-------------------------|-----------|----|------------------------------------|-------|----|----------------------|
| とちぎお試しテレワーク推進事業補助金実績報告書 | 規則の別記様式第3 | 1 | 1 事業実績報告書 | 別記様式8 | 1 | お試しテレワークを終了した日から5日以内 |
| | | | 2 お試しテレワーク期間中の出勤簿等の写し又はお試しテレワーク管理簿 | 別記様式9 | | |
| | | | 3 経費支払実績書 | 別記様式3 | | |
| | | | 4 補助対象経費の支払いが確認できる書類 | | | |
| | | | 5 その他知事が指定する書類 | | | |

別表6（第12条関係）

| 提出すべき請求書の名称 | 様式 | 部数 | 請求書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|-------------------------|-----------|----|----------------|----|----|-----------|
| とちぎお試しテレワーク推進事業補助金交付請求書 | 規則の別記様式第4 | 1 | 1 額の確定通知書の写し | — | 1 | 知事が別に定める日 |